

根室地域づくり連携会議及び釧路・根室地域づくり連携会議設置規約

(名称)

第 1 条 根室振興局所管区域に設置する会議の名称は、根室地域づくり連携会議（以下「連携会議」という。）とし、釧路・根室連携地域に設置する会議の名称は、釧路・根室地域づくり連携会議・合同会議（以下「合同会議」という。）とする。

(目的)

第 2 条 連携会議及び合同会議は、北海道総合開発計画及び北海道総合計画の見直しに伴い、地域の多様な主体と意見交換を行い、地域づくりの方向を検討、共有し、連携・協働の取組を推進することを目的とする。

(議題)

第 3 条 連携会議及び合同会議の議題は次のとおりとする。なお、合同会議においては、連携会議の検討を踏まえた広域的な観点からの検討や全体調整等を行う。

- (1) 地域の直面する課題に関する事
- (2) 地域づくりの方向及び地域づくりの推進に関する事
- (3) 社会資本整備における重点化に関する事
- (4) その他、地域づくりのために必要な事項に関する事

(構成員等)

第 4 条 連携会議の構成員は、別表 1 のとおりとし、必要に応じ有識者、地域経済界、民間事業者、協同組合、金融機関、NPO 等、地域を支える多様な主体を参画させることができるものとする。

2 合同会議の構成員は、別表 2 のとおりとし、連携会議の他の構成員や有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

(幹事会)

第 5 条 連携会議に幹事会を置き、必要に応じて開催する。

2 幹事会の構成は別表 3 のとおりとする。

(事務局)

第 6 条 連携会議及び合同会議に事務局を置く。

2 連携会議の事務局の庶務は、釧路開発建設部及び根室振興局が共同で処理する。

3 合同会議の事務局は、関係する開発建設部並びに総合振興局及び振興局の協議により、担当する開発建設部並びに総合振興局及び振興局を決定し、共同で庶務を処理する。

(会議の招集)

第 7 条 会議は、事務局が招集する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、第2条の目的を達成するため必要な事項は、連携会議に諮り別に定める。なお、複数の総合振興局・振興局に跨る広域的な連携が必要な場合等は、関係する連携会議の合同会議に諮るものとする。

附 則 この規約は、平成14年2月1日から施行する。
この規約は、平成20年6月17日から施行する。
この規約は、平成20年8月29日から施行する。
この規約は、平成22年4月1日から施行する。
この規約は、平成27年7月28日から施行する。
この規約は、平成28年6月3日から施行する。
この規約は、平成28年8月30日から施行する。
この規約は、令和6年8月1日から施行する。
この規約は、令和7年2月17日から施行する。
この規約は、令和7年 月 日から施行する。

別表 1

「根室地域づくり連携会議」構成員名簿

市町村	根室市長	
	別海町長	
	中標津町長	
	標津町長	
	羅臼町長	
北海道開発局（開発建設部）	釧路開発建設部長	
北海道	根室振興局長	

別表 2

「釧路・根室地域づくり連携会議・合同会議」構成員名簿

市町村	白糠町長	釧路地方総合開発促進期成会会長
	釧路市長	釧路地方総合開発促進期成会副会長
	根室市長	根室地方総合開発期成会会長
	羅臼町長	根室地方総合開発期成会副会長
北海道開発局（開発建設部）	釧路開発建設部長	
北海道	釧路総合振興局長	
	根室振興局長	

別表 3

「根室地域づくり連携会議幹事会」構成員名簿

市町村	根室市 総合政策部総合政策室長	
	別海町 総合政策部 総合政策課長	
	中標津町 総務部政策推進課長	
	標津町 企画政策課長	
	羅臼町 企画財政課長	
北海道開発局（開発建設部）	釧路開発建設部 地域連携課長	
北海道	根室振興局 地域創生部地域政策課長	